# COMMENT

国民年金 制度の 解説です

役場保険年金班 ☎42局21

# 基礎年金は国庫負担 含まれています 負担が

は

ます。 支給されますが、これら礎年金、遺族基礎年金が 基礎年金のほか、障害基 の基礎年金には国 (国の税金) が含まれて 国民年金からは、 aれてい 国庫負担

の1から2分の1に引きた4月以後の加入期間に は 4月以後の加入期間に この国庫負担の割合が、 上げられました。これに 将来にわたって、

成21年4月以後の加入期間のみの場合、その半額間のみの場合、その半額間のみの場合、その半額の三十九万二千百日のみの場合、その半額の三十九万二千百日のみの場合、その半額の三十九万六千五十円が されることになりました。 40年間、 年金が安定的に 、七十九万二千百納めた人には、65間、国民年金の保

め、 ことが困難な人などのた経済的に保険料を納める 免 制 国庫負担になります。 保険料が免除される\_ 国民年金には、 状況

を納めたときと同額の国際期間について、保険料が免除されますが、これらのすべての免が、これらのすべての免が、これらのすべての免別が、これらのすべての免別が、は、生額、4分の3、

庫負担が支給されます。

国料免

3

た期間におり

映されない「カラ期間基礎年金の年金額にはは反映されますが、老 老齢基礎年余 合、 い となっていますの よって免除され 一礎年金の年金額に反映されますが、 となりま 基礎年金の受給権にて追納しなかった場 度と学生納

には反然には反対

これ につながるわけです。 含まれる国庫負担を受け い人には支給されません。資格期間を満たしていな は、 期間を満たしていな 齡基礎年金 老齢基礎年金に 並は25年 0

れぐれもご注意ください。

によって決定され

は

七十九万二千百円です。額・以下同じ)、2級が円(平成21年度価格・年は1級が九十九万百 にめるは よって決定され b 障 られた「 害 のでは 基 十年 えます。 0) が年百額

人に子(生計を維持され 人に子(生計を維持され ている18歳到達年度の末 日までの高校在学年齢に ある子または20歳未満で ある子または20歳未満で は限1つら級 額」があり、

害等級表」 一十二万七千九百円、 以降は各七万五千九百

裁定請求の手続き円です。 紙もそこに用意されていとなっていて、必要な用その窓口は市区町村役場 続きを行う必要があり、ためには、裁定請求の手 障害基礎年金を受ける

紙もそこに用意されて

の医師は、転院ととになります。なとになります。な ます。 医師に記載を依頼するこあり、それについては、用紙には「診断書」も 転院などのたます。その場合

なる医師でもよいことに

「初診日」のときと異

業所を管轄する社会保険事

3 人 会保険事務所で行われ給するか否かの審査は、 なっています。 なお、障害基礎年金を支 れ

ま社

談ください。 務所または医師の方とご そ 市区町 0) 村、 社会保険 相事で

または最後に勤めていた事その場合の請求先は、現在

## ねんきんの問い合わせ先

- ●直方社会保険事務所
- ☎22局0891
- ●鞍手町役場 保険健康課保険年金班

☎42局2111 205



## 年金に加入中に初診日の ある病気・けがで1級ま なったときに支給されま す。ただし、60歳以上65 歳未満で国内に住んでい る間に初診日があれば、 加入をやめた後の病気・ けがによるものでも受け られます。 す。 保障があ 4)

程度の **※**2級 障害となって 1 級 より い軽

障害の 度

#### 高齢者見守りネットワーク開始!!

\*\*高齢者の世帯を民生委員が訪問します\*\*

町では、緊急時や災害時などの支援を充実させるため、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯を民生委員が訪問し、世帯の状況などを聞き取り調査します。(この情報は、見守りネットワーク活動、緊急時、災害時救護活動及び更新調査以外に使用することはありません)



サー手町の高齢化率は、25%を超 中女えています。緊急時や災害時 の支援体制を確立するため、高齢 者が孤立せず、安心して暮らせる ことを目的としています。

**民**生委員がお伺いした際はご協力をお願いします。

●対象者

- ①65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯
- ②高齢者夫婦(夫 65 歳以上・妻 60 歳以上)のみの世帯
- ③その他(民生委員が対象者として適当と判断した人)
- ●訪問期間 8月1日から12月末まで
- ●調査方法 現在の世帯状況や緊急連絡先を聞き取り調査します
- ・民生委員は身分証を携帯しています。
- ・登録手数料や金品の請求などは一切ありません。そのような事態が発生した場合は、 ご連絡ください。

\* \* \* 問い合わせ \* \* \*

#### 鞍手町役場 福祉人権課福祉高齢者班

☎ 42局2111 内線244

■受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)



### 2011 (平成 23) 年7月 24 日までに アナログテレビ放送は終了します

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付支援についてご紹介します。



総務省では、経済的な理由で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行 することが難しい世帯に対する支援を予定しています。

#### ■ 支援の対象となる世帯は?

A 日本放送協会(NHK)の受信料の全額免除を受けている世帯が対象です。具体的な対象者は、公的扶助受給世帯、市町村県民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者です。

#### → 受けられる支援の内容は?

A 現在お持ちのアナログテレビに 取り付けられる「簡易なチューナー」の無償給付です。また、アンテナ改修が必要な場合にはその支援も行います。

#### ■ 支援の開始時期は?

A 平成21年秋以降を予定しています。具体的な日程は、後日改めて周知する予定です。

#### 申し込み先は?

**A** 今のところ未定です。決まり次第申込方法を含めてお知らせします。

\*\*\*注意点\*\*\*

- ●支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。
- ●支援は、現物給付です。ご自信で 購入したチューナーやアンテナの 費用を精算することは出来ません。

\* \* \* 問い合わせ \* \* \*

#### 地上デジタル放送に関する相談窓口

☎ 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

ナビがつながらない場合 2 03-4334-1111

NHKとの受信契約・免除についての問い合わせ NHK視聴者コールセンター

**2** 0570 - 077 - 077

ナビがつながらない場合 2 044-871-8444